

長野市に転入された方へ

ようこそ長野市へ 転入に伴う手続き一覧です。あてはまる手続きをご確認ください。詳しくはお問い合わせ先までお願いします。

長野市くらしの手続きガイド
質問に答えるだけで、必要な手続きを調べることができます。
<https://ttzk.graffer.jp/city-nagano/move-in>



20250201

◆一般的な手続き、お渡ししているもの

区分	あてはまる方はいますか？		チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
一般的な手続き・お渡ししているもの	住民票の写しが欲しい。 印鑑の登録をしたい。			住民票の交付及び印鑑の登録は「 月 日の 時 分」からになります。指定の時間以降に市役所第一庁舎2階総合窓口又はお近くの支所でお手続きください。マイナンバーカードの住所変更の手続きについても上記指定時間以降にお手続きが可能です。	◎住民票・戸籍関係申請書／ 印鑑関係申請書 ○本人確認書類 ○登録印（印鑑登録の場合）	市民窓口課 第一庁舎2階 224-7238
	通知カードを持っている。 （マイナンバーカードを持っていない）			氏名や住所の変更により、通知カードは原則使用できなくなりますので、マイナンバーカードの申請を希望する場合は、お問い合わせください。	○通知カード ○本人確認書類	マイナンバー課 TOiGO WEST 2階 232-3600
	マイナンバーカードを持っている。			要件：【転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に転入の届出】【転入の届出日から90日以内の手続き】 住所変更の手続きが必要です。ただし、上記の要件を満たさない場合はカードが使えなくなるため、返納してください。 また、手続きの際は暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続きする場合はお問い合わせください。 なお、住所変更に伴い署名用電子証明書は失効しますので、利用を希望する場合は改めて発行申請してください。 マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等で証明書（住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写し、市民税・県民税課税内容証明書）が取得できる「コンビニ交付サービス」を実施しています。ご利用にはマイナンバーカードの住所変更の手続きが必要です。 ※マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が搭載されている必要があります。 ※証明書の内容によっては長野市で取得できないものもあります。詳しくはお問い合わせください。	◎個人番号カード券面記載事項変更届 ○マイナンバーカード	マイナンバー課 TOiGO WEST 2階 232-3600
	マイナンバーカードを申請している。			発行状況によっては、改めて申請が必要となる場合がありますのでお問い合わせください。		マイナンバー課 TOiGO WEST 2階 232-3600
	住民基本台帳カードを持っている。			要件：【転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に転入の届出】【転入の届出日から90日以内の手続き】 住所変更の手続きが必要です。ただし、上記の要件を満たさない場合はカードが使えなくなるため、返納してください。 また、手続きの際は暗証番号の入力が必要です。本人以外が手続きする場合はお問い合わせください。 なお、カード内の電子証明書は利用できませんので、利用を希望する場合はマイナンバーカードの申請をしてください。	◎住民基本台帳カード届出書 ○住民基本台帳カード	マイナンバー課 TOiGO WEST 2階 232-3600
	在留カード等を持っている。			転入の手続きと同時に在留カード等の住所情報の書き換えを行わなかった方は、住居地を定めた日から14日以内に書き換えを行うようにしてください。代理人が住所の書き換えを行う場合は委任状が必要になります。手続きは市役所第一庁舎2階総合窓口又はお近くの支所でできます。 なお、国外転入の場合は、転入手続きと同時に住所の記載を行うことが必要です。	◎委任状（代理人の場合） ○在留カード等	市民窓口課 第一庁舎2階 224-7949
	原付バイク（排気量125cc以下）を持っている。			原付バイクの登録が必要です。前市区町村で廃車手続きを行っていない場合は前市区町村の標識（ナンバープレート）と標識交付証明書をご持参の上、手続きしてください。（登録受付窓口：市民税課、篠ノ井・松代・若穂・川中島・更北・七二会・信更・豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	◎軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書 ○本人確認書類 ○他市区町村の廃車証明書	市民税課 第一庁舎3階 224-5017
	犬を飼っている。			住所変更の手続きが必要です。 （保健所及び豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	◎犬の登録事項変更届 ○前住所地での登録が確認できるもの	市保健所 食品生活衛生課 262-1212
	（戸隠、鬼無里、信州新町、中条地区への転入の場合） テレビを見たい。			地域によっては、ケーブルテレビへの加入手続きが必要になります。INC長野ケーブルテレビまでご連絡ください。		NC長野ケーブルテレビ 233-1713
	右記のものをお渡しします。	ごみカレンダー ごみの出し方（保存版） サンデーリサイクルちらし		ごみの収集日・分別などが掲載された地区別のカレンダー、分別の仕方などが掲載された冊子及びサンデーリサイクルの日程等が掲載されたちらしをお渡しします。		生活環境課 第二庁舎3階 224-7635
		健康カレンダー 各種検診のご案内		乳幼児健診・予防接種・各種検診や相談などの日程が掲載されています。		健康課窓口 第一庁舎2階 市保健所健康課 226-9961
		ながのし暮らしの便利帳		長野市で取り扱っている行政サービスを掲載した冊子です。		広報広聴課 第一庁舎6階 224-5004
		防災タウンページ		長野市内で災害の発生に特に注意が必要な場所、避難施設、防災施設などが表示された地図です。		危機管理防災課 第一庁舎5階 224-5006

◆国民健康保険、国民年金、介護保険、高齢者医療等に関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？	チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・○持ち物	お問い合わせ先
国民健康保険	前住所地で国民健康保険に加入していた方で、長野市でも引き続き加入する。		転入届と同時に加入手続きができますので、お申し出ください。資格確認書または資格情報のお知らせは新住所あてに郵送されます。 前住所地で限度額適用認定証の交付を受けていた方で、引き続き適用を希望される方は申請が必要になりますので、お申し出ください。		国保・高齢者医療課 第一庁舎2階 224-5025
	学生の方		学生の方で、今までの国民健康保険に引き続き加入される方は、お申し出ください。		
	社会保険等を離脱して国民健康保険に加入する。		新規資格取得のための手続きが必要です。 ※前住所地で、国民健康保険に加入されていた方で、引続き長野市の国民健康保険に加入される方は、手続きの必要はありません。	◎資格取得届　○健康保険離脱証明書または資格喪失証明書など　○マイナンバーカード等（世帯主、該当者）　○口座振替納付の場合は口座名義人の通帳と銀行届出印	
	国民健康保険に加入中で、新しい住所が老人ホーム、障害者施設、グループホーム等である。		今まで国民健康保険に加入していた市町村から、資格確認書または資格情報のお知らせが発行されます（住所地特例者）のでお申し出ください。 ※住所地特例者は、今まで国民健康保険に加入していた市町村が引き続き保険者となります。		
	今年度30歳～74歳の国保加入者の方で健診を希望する。（実施期間4月から9月）		受診券交付のための申請が必要です。受診券は郵送されます。 人間ドック・脳ドックの受診補助券交付希望者は別の申請が必要になります。（今年度35歳以上）	◎受診券交付申請書	国保・高齢者医療課 第一庁舎2階 224-7241
国民年金	前住所地で国民年金に加入していた方で、長野市でも引き続き加入する。		お手続きは必要ありません。なお、納付書を紛失した場合は、日本年金機構長野南年金事務所へお申し出ください。		日本年金機構 長野南年金事務所 227-1284 国民年金室 第一庁舎2階 224-5026
	厚生年金などから国民年金に変更する。		資格取得のための手続きが必要です。 ※転入前の住所地で、国民年金に加入されていた方は、原則手続きの必要はありません。	◎国民年金被保険者関係届（申出書）　○年金手帳または基礎年金番号通知書　○マイナンバーカード等　○健康保険離脱証明書または資格喪失証明、離職票など　○口座振替納付の場合は口座名義人の通帳と銀行届出印	
	年金を受給している。		手続きが必要な場合がありますので、お申し出ください。		
介護保険	前住所地で介護サービス（要介護認定）を受けていた、または要介護認定の申請中だった。 または、長野市で要介護認定を希望する。		長野市での要介護認定（転入継続）等の手続きが必要です。介護保険資格者証を交付します。 ※介護保険被保険者証は後日郵送されます。 前住所地で介護保険負担限度額認定を受けていた方は申請が必要になりますので、お申し出ください。	◎要介護・要支援認定申請書 ○前市町村の受給資格証明書（情報連携に伴い省略可能となりました）	介護保険課 第二庁舎1階 224-7991
	新しい住所が、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等である。		今までお使いの介護保険被保険者証を引き続き使用する（住所地特例者）場合がありますのでお申し出ください。 ※住所地特例者は、今までお使いの介護保険被保険者証に記載された市町村が引き続き保険者となります。		介護保険課 第二庁舎1階 224-7991
高齢者医療等	75歳以上（後期高齢者医療保険加入者）である。		長野県以外から転入された方は後期高齢者医療保険に関して長野県での認定が必要です。負担区分等証明書を提出してください。県内での異動の方は、手続きの必要はありません。 ※資格確認書または資格情報のお知らせは後日郵送されます。 前住所地で限度額認定を受けていた方は申請が必要になりますので、お申し出ください。	○負担区分等証明書	国保・高齢者医療課 高齢者医療担当 第一庁舎2階 224-8767
	長野県外からの転入で、新しい住所が、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等である。		今まで加入していた後期高齢者医療広域連合から、資格確認書または資格情報のお知らせが発行されます（住所地特例者）のでお申し出ください。 ※住所地特例者は、今まで加入していた後期高齢者医療広域連合が引き続き保険者となります。		国保・高齢者医療課 高齢者医療担当 第一庁舎2階 224-8767
	後期高齢者医療保険に加入していて、健診を希望する（実施期間4月から9月）		受診券交付のための申請が必要です。受診券は郵送されます。 人間ドック・脳ドックの受診補助券交付希望者は別の申請が必要になります。		国保・高齢者医療課 高齢者医療担当 第一庁舎2階 224-8767
	70歳以上である		おでかけパスポート（市内のバスを通常の大人料金より安く利用できる乗車券）の取得を希望される方は、申込手続きが必要です。 転入の翌月（転入日が15日以降の場合は翌々月の場合あり）に担当課から申込書を送付します。お急ぎの場合は、お申し出ください。 その他詳しくは担当課へお問い合わせください。		高齢者活躍支援課 高齢者支援担当 第二庁舎1階 224-5029

◆子ども・子育てに関する手続き

			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14			
			お子さんの年齢等	チェック	児童手当	児童扶養手当 (ひとり親家庭のみ)	子育てガイドブック	子育てパスポート・多子世帯応援プレミアムパスポート	医療費助成制度	ごみ袋の補助	保育園・認定こども園・幼稚園	新入学の準備	学校指定書・入学通知書	予防接種	妊婦一般健康診査受診票	産婦健診	出産応援ギフト	子育て応援ギフト	
該当欄にチェックし、以下の手続きを確認してください。 ○ 該当	0歳から3歳未満				○	○	○	○	○	○				○					
	3歳から就学前				○	○	○	○	○	○				○					
	新入学の児童						○					○							
	小学1年から小学3年				○	○	○	○	○				○	○					
	小学4年から中学3年				○	○	○	○	○				○	○					
	16歳から18歳				○	○	○	○	○ (年度末まで)						○				
	18歳から20歳					○ (児童が特別児童扶養手当を受けている場合のみ)			○ (ひとり親家庭は高校在学中のみ、障害者手帳等がある方)					○					
	20歳から令和6年度に27歳になる方													○					
	妊娠中の方						○	○ (子育てパスのみ)							○	○	○	○	
産後1年以内の方															○	○	○		
区分	手続き			チェック	手続きの内容・ご案内							◎提出物・○持ち物				お問い合わせ先			
医療・手当	1 児童手当				【転入日(前住所地での転出予定日)の翌日から15日以内の手続き】 ※公務員の方は勤務先で手続きとなります。 児童手当の認定請求の手続きが必要です。(受付場所：担当課及び支所) 請求日の翌月からの支給になります。ただし、月末に転入された方は、転入日(前住所地での転出予定日)の翌日から15日以内に請求すれば、転入日の翌月から支給されます。請求が遅れた場合は、さかのぼっての支給はされません。							◎児童手当認定請求書 ○請求者の健康保険証 ○請求者名義の口座情報が分かるもの				子育て家庭福祉課 第二庁舎2階 224-5031			
	2 児童扶養手当				【ひとり親家庭の方のみ】 児童扶養手当の認定請求が必要です。							◎児童扶養手当認定請求書 ※子育て家庭福祉課にお問い合わせください							
	3 子育てガイドブック				子育てガイドブックをお渡しします。														
	4 子育てパスポート・多子世帯応援プレミアムパスポート				【長野県外から転入する方】 子育て家庭優待パスポート2枚をお渡しします。3枚以上交付希望の場合は交付申請書の記入が必要です。(3枚目以降は同居の祖父母がいる場合のみ交付可) 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「多子世帯応援プレミアムパスポートカード」を交付します。 通常のパスポートカード以外のサービスや特典が受けられます。											福祉政策課 第二庁舎2階 224-7829			
	5 医療費助成制度				福祉医療費受給者証の交付申請手続きが必要です。(受付場所：担当課及び各支所) 【ひとり親家庭で18歳までのお子さんがいる方】 福祉医療費受給者証の交付申請手続きが必要です。 ※18歳以上20歳未満のお子さんについては、高等学校在学中に限ります(18歳の誕生日以降の在学証明書が必要です)。							◎受給資格者証交付申請書 ○健康保険情報がわかるもの(マイナ保険証、資格確認書等・お子さんのもの) ○預金通帳(保護者名義) ○本人確認書類(窓口に来る方のもの) ◎受給資格者証交付申請書 ○対象者の健康保険情報がわかるもの(マイナ保険証、資格確認書等) ○保護者名義の預金通帳 ○マイナンバー確認書類(18歳以上世帯全員のもの) ○本人確認書類(窓口に来る方のもの) ○戸籍謄本							
	6 ごみ袋の補助				ごみ処理手数料の減免支援として、転入日から3歳に達する前日分までの期間に応じて可燃ごみ大(30ℓ)袋を最大90枚無料交付します。ごみ袋は、後日、生活環境課より配送します。なお、乳児施設や医療機関等へ入所される場合は対象外です。														生活環境課 第二庁舎3階 224-5035
保育	7 転入前の保育園・幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用していた子どもがいる。				転入前の保育園等を引き続き利用したい場合は必要な手続きがありますので、担当課へお問い合わせください。							担当課でご案内します。				保育・幼稚園課 第二庁舎2階 224-8031			
学校	8 新入学の準備				健康診断や保護者説明会等のご案内がありますので、入学予定の学校又は学校教育課へご連絡ください。											入学予定の学校 学校教育課 第一庁舎4階 224-5063			
	9 学校指定書・入学通知書				学校指定書(新入学の場合は入学通知書)をお渡ししますので学校へ提出してください。指定学校の変更を希望される場合は学校教育課へご相談ください。							◎学校指定書(入学通知書)(交付)				転校先の学校 学校教育課 第一庁舎4階 224-5063			
母子保健	10 予防接種				年齢に応じて以下のものをお渡しします。 【0歳から3歳未満のお子さんがいる方】 「赤ちゃんのしおり」 【3歳から就学前のお子さんがいる方】 「予防接種と子どもの健康」 【小学1年生から令和6年度に27歳までの年齢となる(お子さんがいる)方】 「長野市定期予防接種に関するお知らせ」							◎母子関係書類交付申請書				健康課窓口 (第一庁舎2階) 市保健所健康課母子保健担当 226-9963 市保健所健康課感染症対策 226-9964			
	11 妊婦一般健康診査受診票				保健センター、保健所健康課、本庁健康課窓口でお手続きいたします。							◎母子保健関係書類交付申請書 ○前市町村で交付された妊婦一般健康診査受診票 ○前市町村の産婦健康診査受診票(前市町村で交付済の場合) ○母子健康手帳				健康課窓口 (第一庁舎2階) 市保健所健康課 母子保健担当 226-9963			
	12 産婦健康診査受診票											◎母子関係書類交付申請書 ○前市町村の産婦健康診査受診票(前市町村で交付済の場合) ○母子健康手帳							

区分	あてはまる方はいますか？		チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・〇持ち物	お問い合わせ先
母子健康	13	出産応援ギフト		転入前市町村で同一の給付金の受給がない方が対象です。妊娠中の方は保健センター等での面談の際にお手続きのご案内をします。		市保健所健康課母子保健担当 226-9963
	14	子育て応援ギフト		【令和5年3月1日以降に出生したお子さんを養育する方】 転入前市町村で同一の給付金の受給がない方が対象です。転入前市町村で面談や支給を受けていない方は、保健所健康課へお問い合わせください。		市保健所健康課母子保健担当 226-9963

◆保健・福祉に関する手続き

区分	あてはまる方はいますか？		チェック	手続きの内容・ご案内	◎提出物・〇持ち物	お問い合わせ先
福祉・保健		身体障害者手帳を持っている。		住所変更手続きが必要です。	◎身体障害居住地変更届 〇身体障害者手帳 〇マイナンバーカード等	障害福祉課 第二庁舎 1 階 224-5030
		療育手帳を持っている。		住所変更手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室、豊野・戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条支所のみ）	①県内からの転入 ◎療育手帳記載事項変更届、〇療育手帳、〇マイナンバーカード等 ②県外からの転入 ◎県外からの転入届、〇療育手帳、〇マイナンバーカード等 ※長野県の療育手帳に変更希望の場合は、 ◎再交付申請書、◎申出書、〇写真（縦4cm×横3cm）が別途必要	障害福祉課 第二庁舎 1 階 224-5030
		精神障害者保健福祉手帳を持っている。		住所変更手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室、保健所健康課、保健センター、信州新町・中条支所のみ）	◎障害者手帳記載事項変更届、〇精神障害者保健福祉手帳、〇マイナンバーカード等 ※県外からの転入の場合 ◎障害者手帳申請書、〇写真（縦 4 cm × 横 3 cm）が別途必要	障害福祉課 第二庁舎 1 階 224-5030
		自立支援医療(精神通院)受給者証を持っている。		住所変更手続きが必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室、保健所健康課、保健センター、信州新町・中条支所のみ） ※国民健康保険に加入した方は、新しい保険証が届いてから手続きしてください。	◎自立支援医療受給者証等記載事項変更届（県外からの転入は自立支援医療費支給認定申請書） 〇自立支援医療受給者証 〇マイナンバーカード等 ◎診断書意見書の写しの提供に関する同意書（県外転入の場合） 〇健康保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータル画面（氏名、生年月日、保険証情報）を印刷した書類のいずれか	障害福祉課 第二庁舎 1 階 224-5030
		障害福祉サービスを受けていた。		新規認定の手続き等が必要です。 （障害福祉課、篠ノ井分室のみ）	◎障害福祉サービス等支給申請書 〇障害支援区分認定証明書（持参している場合） 〇マイナンバーカード等	障害福祉課 第二庁舎 1 階 224-8730
		特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当を受給していた。		住所変更手続きが必要です。担当課へお問い合わせください。	担当課でご案内します。	障害福祉課 第二庁舎 1 階 224-5030
		65歳～75歳未満（後期高齢者医療保険加入者）で長野県外から転入し、一定程度の障害認定を受けている。		後期高齢者医療保険について、長野県での認定が必要です。県内での異動の方は、手続きの必要はありません。 ※65歳以上 7 5 未満で一定程度の障害の状況にある場合、後期高齢者医療制度に加入することが可能です。	〇各障害者手帳 〇印鑑 〇後期高齢者医療認定証明書 〇被保険者資格に関する届書	高齢者活躍支援課 第二庁舎 1 階 224-8767
		身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳を持っている。 特別児童扶養手当の支給対象のお子さんがいる。 障害基礎年金 1 ・ 2 級を受給している。		福祉医療費受給者証の交付申請手続きが必要です。 ※ただし、等級や年齢、所得要件等により該当しない場合があります。	◎受給資格者証交付申請書 〇障害者手帳等 〇対象者の健康保険情報がわかるもの（マイナ保険証、資格確認書等） 〇対象者（障害児の場合は保護者）名義の預金通帳 〇マイナンバー確認書類（18歳以上世帯全員のもの） 〇本人確認書類（窓口に来る方のもの）	福祉政策課 第二庁舎 2 階 224-7829
		特定医療費(指定難病)、ウィルス肝炎医療費の医療受給者証を持っている。		転入前の住所地が県外か県内かによって、手続き方法が異なります。 詳しくは市保健所健康課へお問い合わせください。	担当課でご案内します	市保健所健康課 難病精神保健担当 226-9965
		養育医療券・自立支援医療(育成医療)受給者証・小児慢性特定疾病医療受給者証を持っている。		申請又は住所変更の手続きが必要です。	担当課でご案内します	市保健所健康課 母子保健担当 226-9963



長野市

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

開庁時間 午前 8 時30分 から 午後 5 時15分

※土・日・祝日・年末年始（12/29から1/3）は休日

毎月第二日曜日に、市役所第一庁舎 2 階一部窓口を開庁しています。



ながの子育て
応援キャラクター

サイまろ

長野県では、県外からの移住者向け

アンケートを実施しております。

抽選で毎月 10 名様に信州の特産品をプレゼント！

アンケートはこちら↓



長野県PRキャラクター「アルクマ」
©長野県アルクマ

【長野県のアンケートに関する問い合わせ先】

長野県企画振興部地域振興課信州暮らし推進係 026-235-7024

長野市公式
ホームページ



長野市
公式SNS

